

加賀市 再犯防止 推進計画

令和5年3月

加賀市

はじめに



我が国における刑法犯の検挙者数は、法務省が公表した令和4年版犯罪白書によりますと、平成16年以降年々減少を続ける一方で、近年は検挙者のうち約半数が再犯者であることが課題となっています。

本市の再犯者率においても、全国値からは下回るものの、同様の傾向にあり、再犯を防ぐためには、犯罪や非行をした人が過ちを繰り返すことのないよう、また、更生し地域社会で孤立することなく生活できるよう支援していくことが重要であると考えております。

こうした中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体においても、再犯防止施策を実施する責務があることが明記されました。

これを受け、本市においても、再犯防止施策に取り組むべく、法の趣旨や国および石川県の再犯防止推進計画等を踏まえ、「加賀市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、犯罪や非行をした人の様々な悩みやその背景を理解し、地域社会において孤立することなく社会復帰を果たしていくことができるよう支援し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいりますので、市民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただいた加賀市再犯防止推進計画策定委員会の委員の方々をはじめ、ご意見やご提言をいただいた多くの皆様に、心から感謝を申し上げます。

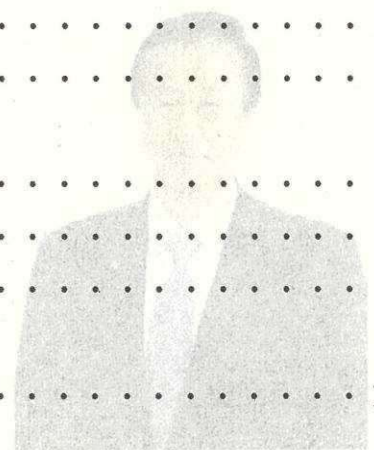
令和5年3月

加賀市長 宮元 陸

目次

こめじお

第1章 計画の趣旨等	1
1 計画策定の背景および趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 再犯防止を取り巻く状況	3
1 再犯者数・再犯者率等	3
2 就労・居住状況等	7
第3章 計画の基本方針等	10
第4章 重点分野と施策体系	11
第5章 具体的施策	12
1 就労・住居の確保等	12
2 福祉・医療・保健サービスの提供	13
3 非行の未然防止と学び直しの支援	14
4 犯罪や非行をした人一人ひとりの特性に応じた支援の実施	15
5 関係機関等との連携強化と広報啓発活動の推進	16
参考資料	17
更生保護関係団体の取組	18
加賀市再犯防止推進計画策定委員会名簿	21
計画策定経過	22



第1章 計画の趣旨等

1 計画策定の背景および趣旨

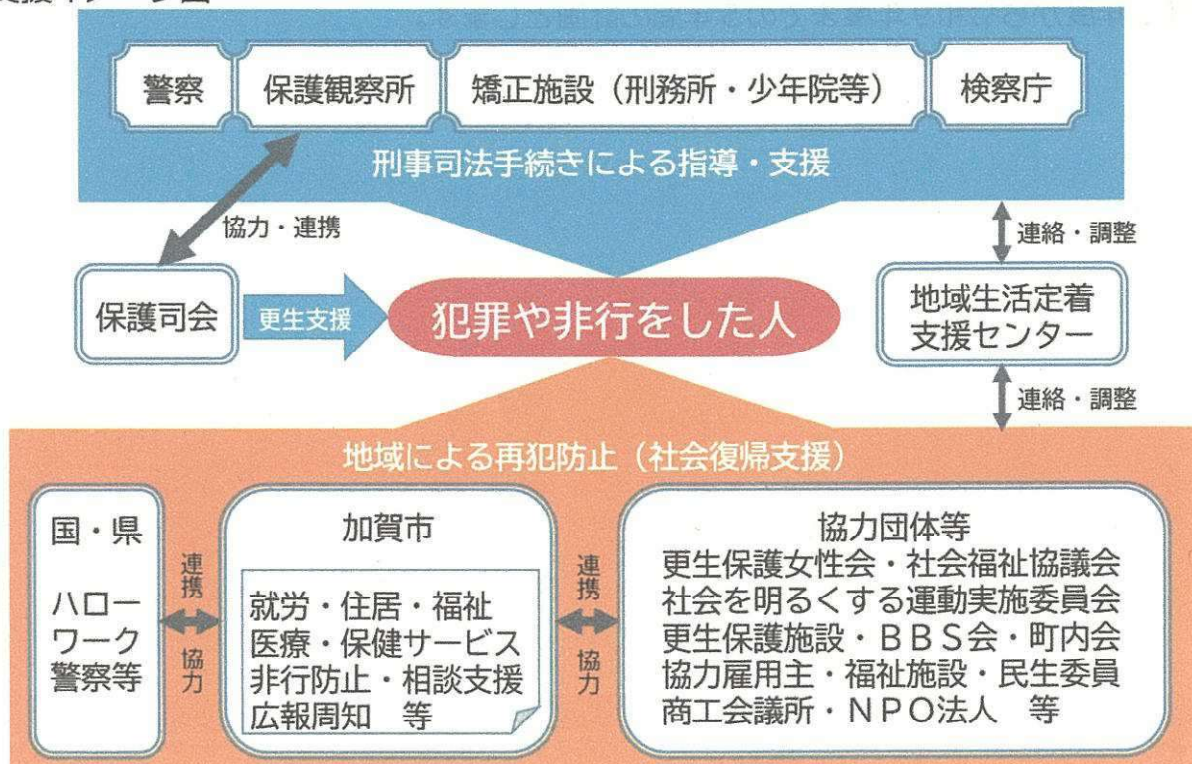
平成28年に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「法」という。）において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

犯罪や非行をした人の中には、高齢や生活困窮、障がいがある等の理由で、自分の力だけで社会復帰し、自立した生活を送っていくことが困難な場合があります。犯罪や非行をしたことの原因を自覚し、立ち直りに向けて自助努力をすることは大切ですが、その一方で、自分の力だけでは社会復帰をすることが難しい場合に、その人のニーズに合った福祉・医療的支援や就労支援等により自立を目指すことも重要であり、そのことが安全で安心な地域社会を築くことにつながります。そのためには、刑事司法の関係機関のみによる取り組みに加え、国、地方公共団体、福祉団体、民間協力者が連携をすることで、息の長い支援をすることが可能となります。

第4期加賀市地域福祉計画（福祉こころまちプラン2020）では、罪を犯した人等への社会復帰支援の在り方について、横断的に取り組むこととしております。

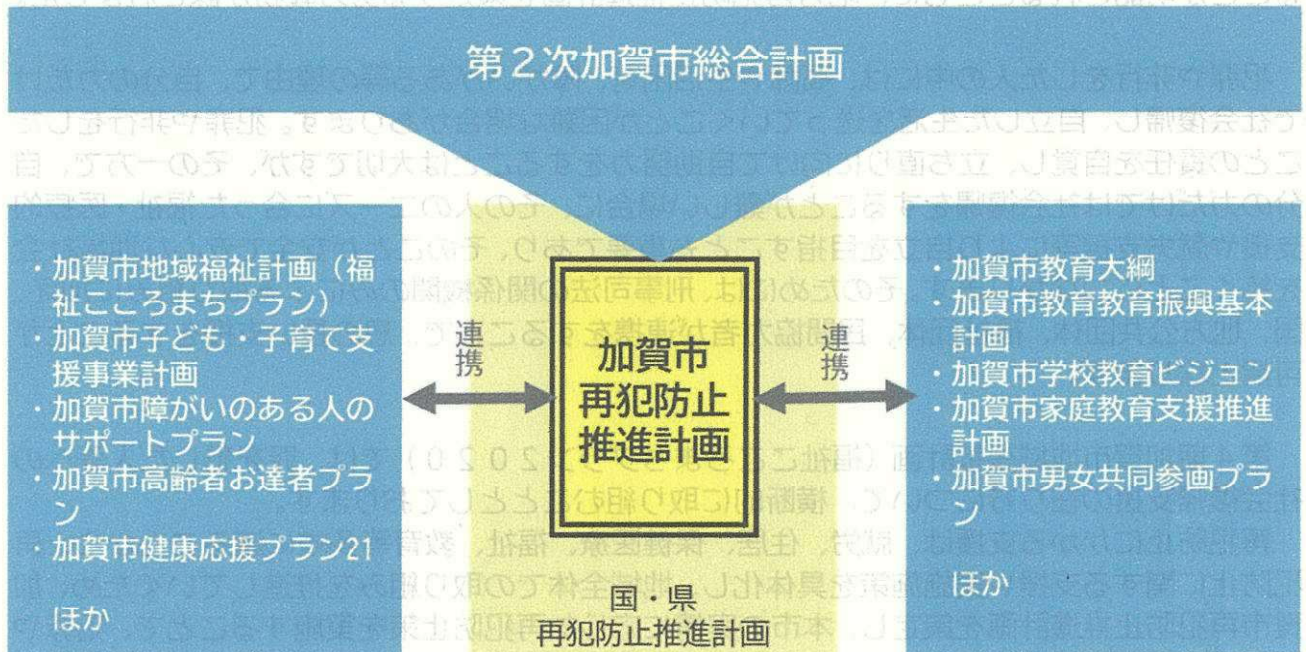
再犯防止にかかる支援は、就労、住居、保健医療、福祉、教育等多岐に渡ることから、再犯防止に関する支援や実施施策を具体化し、地域全体での取り組みを推進していくため、加賀市再犯防止推進計画を策定し、本市の実情に応じた再犯防止策を実施することで、犯罪や非行をした人が孤立することなく、円滑な社会復帰を支援していくとともに、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

～支援イメージ図～



2 計画の位置づけ

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画に基づき策定します。また、国や県の再犯防止推進計画の取組内容を踏まえるとともに、「第2次加賀市総合計画」をはじめとする関係計画との連携を図ります。



3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間の計画とします。

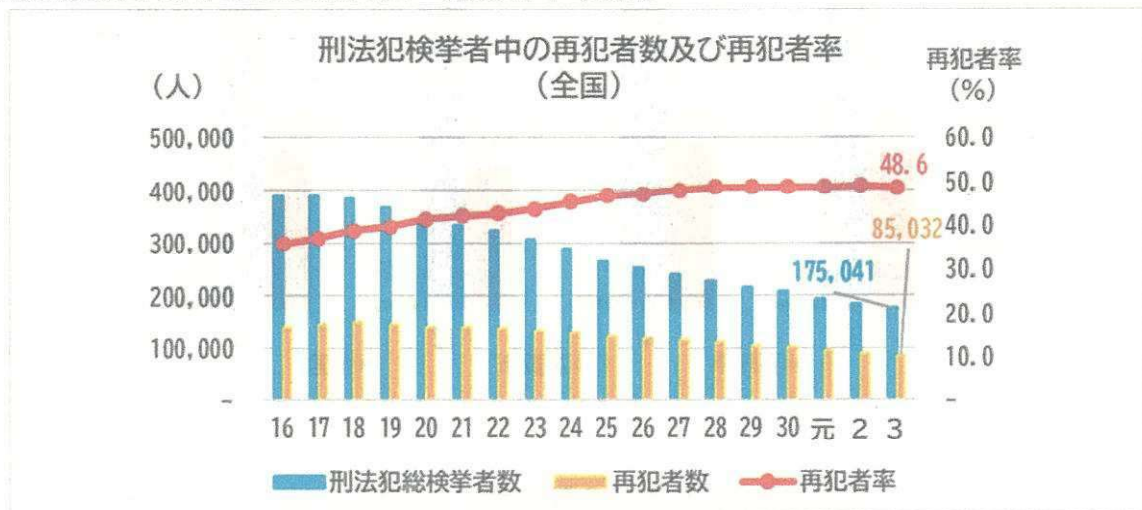
第2章 再犯防止を取り巻く状況

【全国の再犯者率の状況】

全国の初犯および再犯者の人員はここ10年以上、減少が続いています。ただし初犯者の人員が再犯者の人員を上回るペースで減少し続けたことが要因となり、再犯者率は相対的に上昇傾向が続き、近年は横ばいで推移しています。

- ※検挙者・・・被疑者や犯罪行為を特定し、検察庁に書類送検等を行った人数
- 入所受刑者・・・裁判が確定し、矯正施設（刑務所等）に入所した人
- 再犯者・・・道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者
- 再犯者率・・・刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率

1. 刑法犯検挙者中の再犯者人員・再犯者率の推移



出典：令和4年版 犯罪白書

【総検挙者数】

全国的な総検挙者数は先のとおり、減少が続く中、石川県及び加賀市を所管する大聖寺警察署管内の過去4年間の総検挙者数の状況については、

石川県

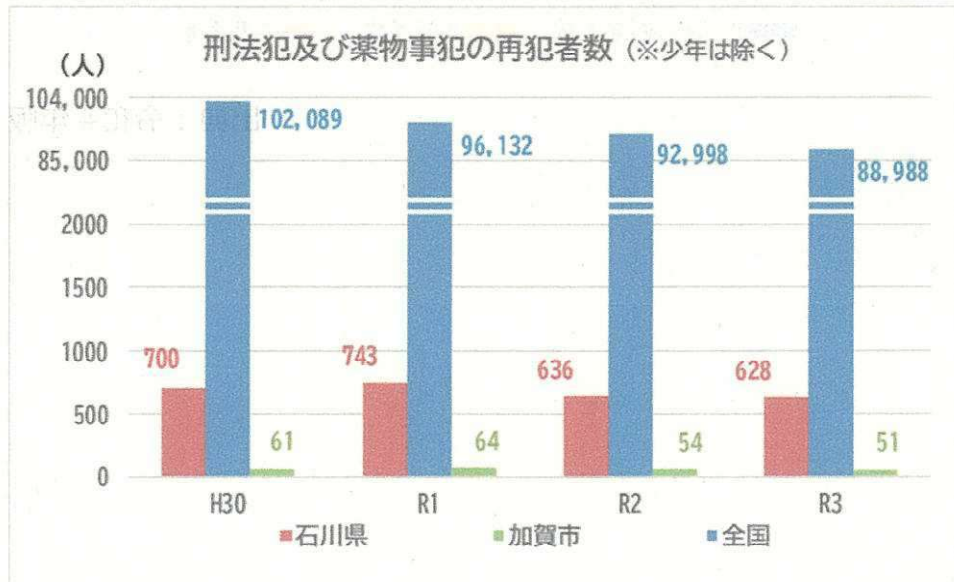
平成30年：1,248人 令和元年：1,319人 令和2年：1,137人 令和3年：1,284人

加賀市

平成30年：81人 令和元年：113人 令和2年：101人 令和3年：103人

と、石川県と加賀市ともに年によって増減がありますが、概ね横ばいで推移しています。

2. 総検挙者数の推移



出典：法務省提供資料

【再犯者数】

【参考】

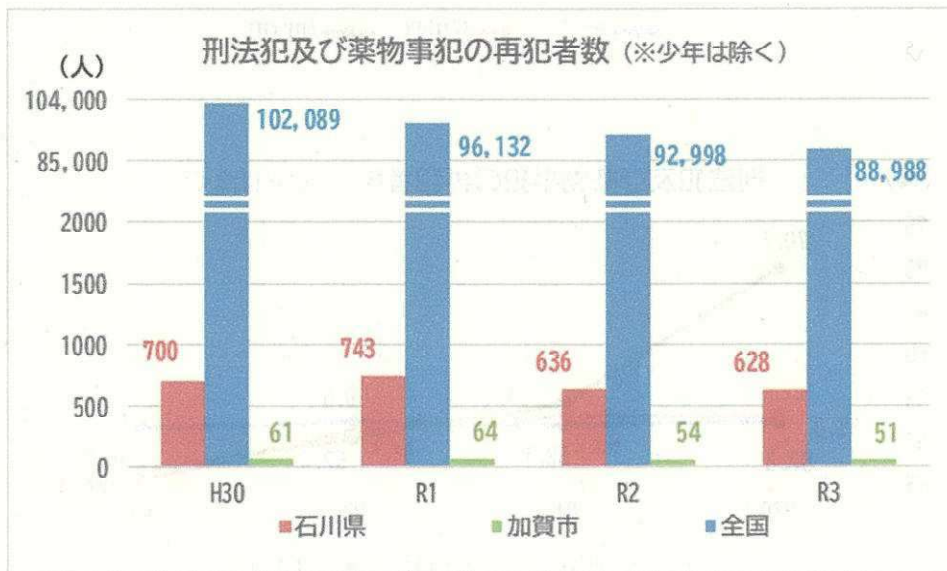
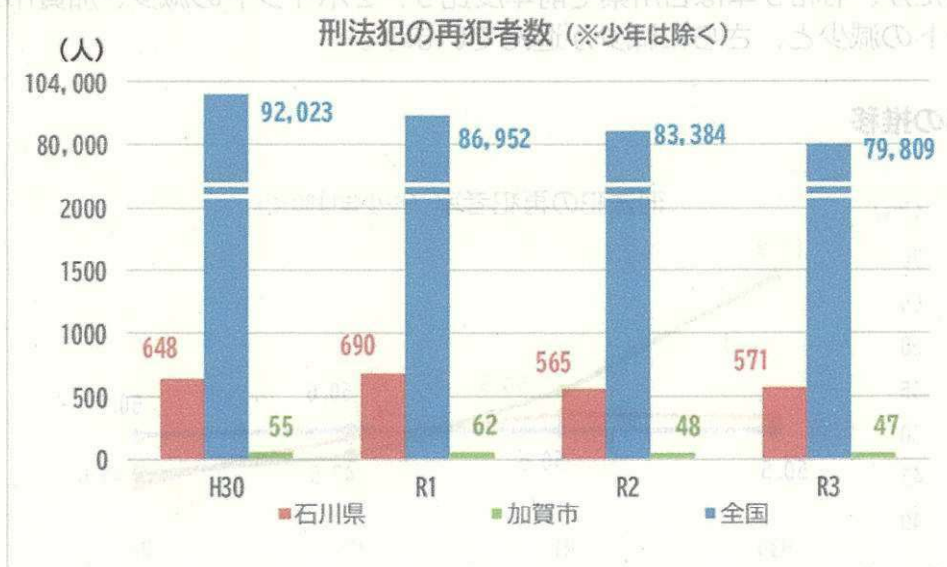
再犯者数については、全国的には減少が続いておりますが、石川県及び加賀市の状況は

石川県 平成30年：648人 令和元年：690人 令和2年：565人 令和3年：571人

加賀市 平成30年：55人 令和元年：62人 令和2年：48人 令和3年：47人

と、石川県と加賀市ともに概ね減少傾向で推移しています。

3. 再犯者数の推移



出典：法務省提供資料

【再犯者率】

再犯者率を比較すると、全国ではここ数年はほぼ横ばいで推移しています。

石川県

平成30年：51.9% 令和元年：52.3% 令和2年：49.7% 令和3年：44.5%

加賀市

平成30年：67.9% 令和元年：54.9% 令和2年：47.5% 令和3年：45.6%

と、加賀市に関しては平成30年に一時的に突出しておりましたが、その後減少し、石川県と加賀市ともに令和2年以降は全国平均を下回る状況となっております。令和2年の再犯者率は石川県で前年度比2.6ポイントの減少、加賀市で前年度比7.4ポイントと大きく減少していましたが、令和3年は石川県で前年度比5.2ポイントの減少、加賀市で前年度比1.9ポイントの減少と、さらに減少が進んでいます。

4. 再犯者率の推移



出典：法務省提供資料

【就労】

令和3年の全国の入所受刑者のに占める無職者の割合では、

男性 初入所時で、有職者：36.2% 無職者：63.8%

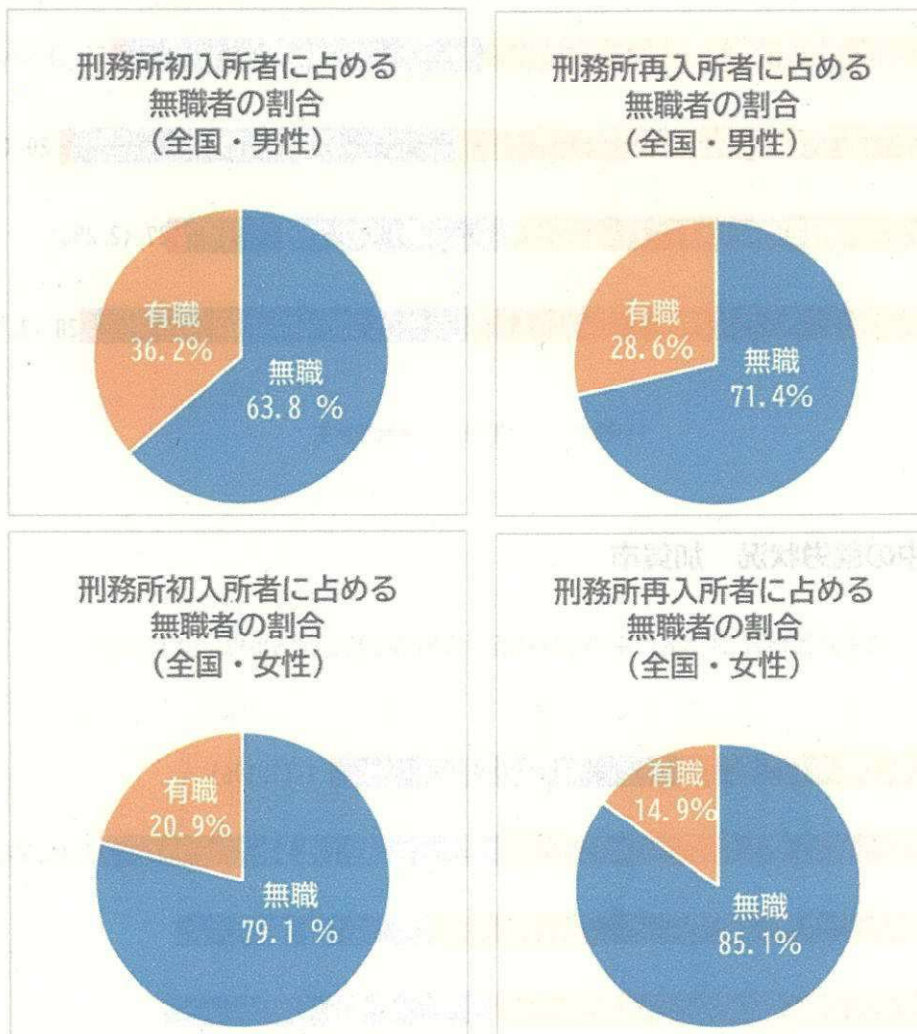
再入所時で、有職者：28.6% 無職者：71.4%

女性 初入所時で、有職者：20.9% 無職者：79.1%

再入所時で、有職者：14.9% 無職者：85.1%

とどちらについても無職者の割合が非常に高く、再入所となった場合には、より割合が高くなる傾向にあります。

5. 刑務所初・再入所者に占める無職者の割合



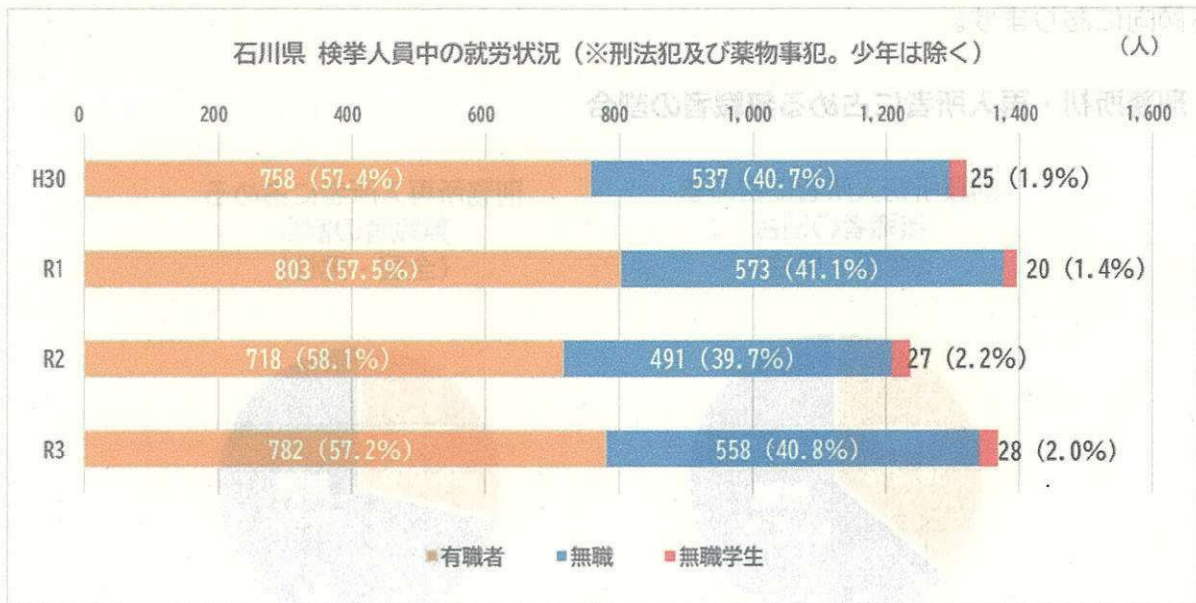
出典：令和4年版 犯罪白書

令和3年の検挙人員中に占める有職者率では、
石川県

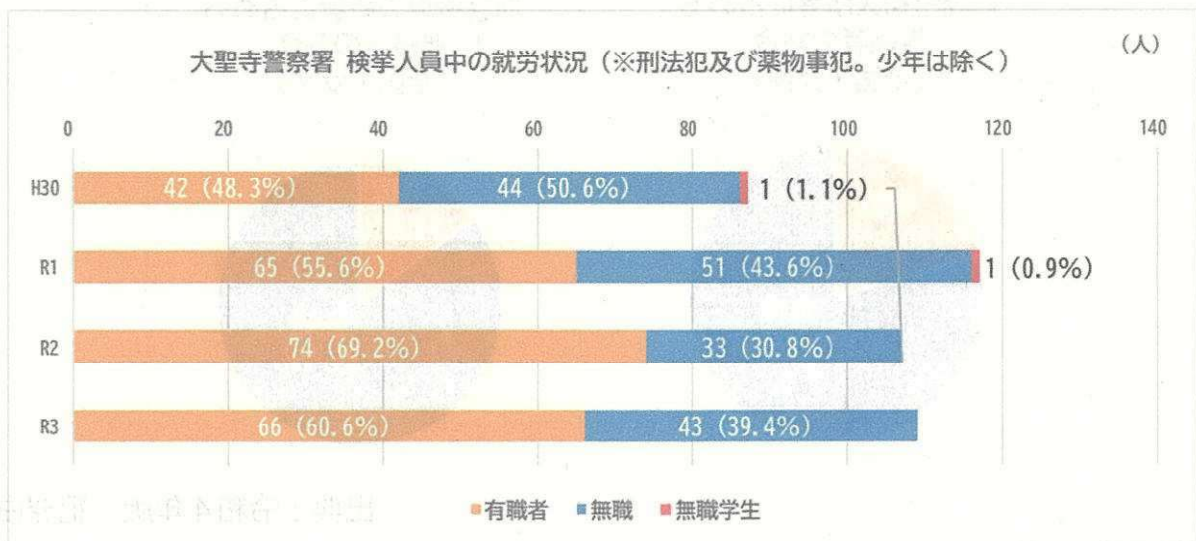
平成30年：57.4% 令和元年：57.5% 令和2年：58.1% 令和3年：57.2%
加賀市

平成30年：48.3% 令和元年：55.6% 令和2年：69.2% 令和3年：60.6%
と、例年半数近くが無職であることがわかります。

6. 検挙人員中の就労状況 石川県



7. 検挙人員中の就労状況 加賀市



出典：法務省提供資料

【居住】

令和3年の全国の入所受刑者の居住状況別構成比では、

男性 初入者で、住居不定：14.3% 住居不定以外：85.7%

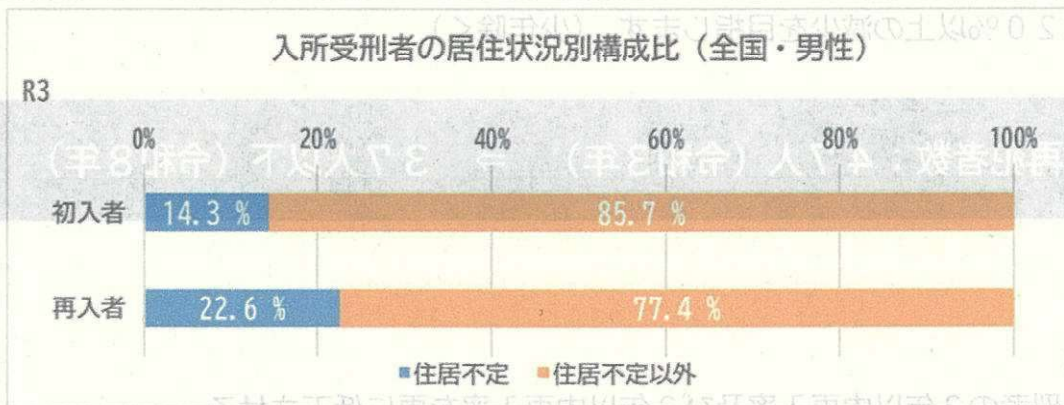
再入者で、住所不定：22.6% 住居不定以外：77.4%

女性 初入者で、住居不定：7.4% 住居不定以外：92.6%

再入者で、住所不定：9.9% 住居不定以外：90.1%

と、男性のほうが住所不定の割合が大きい傾向にあります。また、再入者に関しては、初入者と比べ住所不定の割合が大きい傾向があります。

8. 入所受刑者の居住状況別構成比 男性



9. 入所受刑者の居住状況別構成比 女性



出典：令和4年版 犯罪白書

第3章 計画の基本方針等

【参考】

1. 基本方針

市民の犯罪被害を防止し、安全・安心して暮らせる社会を実現するため、次章に示す重点的に取り組むべき5つの課題を設定し、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を支援します。そのために、国、県、他の市町や関係団体と連携しながら、再犯防止施策に総合的な視点で取り組みます。

2. 成果指標

- ・本計画を進めるうえで、本市の再犯者数（基準値：令和3年）について、計画終了年度までに20%以上の減少を目指します。（少年除く）

再犯者数：47人（令和3年） ⇒ 37人以下（令和8年）

（参考）

政府目標

出所受刑者の2年以内再入率及び3年以内再入率を更に低下させる。

（第1次計画：2年以内再入率の基準値から、令和3年までに20%以上減少させる。）

石川県目標

計画終了年度までに再犯者数を20%以上減少させる。

再犯者数：683人（平成30年） ⇒ 540人以下（令和6年）

【重点分野1】就労・住居の確保等

就労の確保

1. 事業所に対する啓発
2. 協力雇用主制度のPR
3. 競争入札参加資格審査での加点措置
4. 就労の自立支援

住居の確保

5. 市営住宅への受け入れ
6. 住まいの自立支援

【重点分野2】福祉・医療・保健サービスの提供

7. 見守り支えあい体制の検討
8. 相談支援
9. 犯罪や非行をした人に対する保健医療・福祉サービスの周知
10. 地域生活定着支援センター等との連携

【重点分野3】非行の未然防止と学び直しの支援

11. 社会を明るくする運動
12. 非行防止、薬物乱用防止教育
13. スクールカウンセラーの派遣
14. 子どもの日常生活支援

【重点分野4】犯罪や非行をした人一人ひとりの特性に応じた支援の実施

15. 相談支援（再掲）
16. 女性の抱える問題に応じた支援
17. 青少年に関する育成相談

【重点分野5】関係機関等との連携強化と広報啓発活動の推進

18. 社会を明るくする運動（再掲）
19. 広報誌等による理解促進
20. 保護司の人材確保
21. 保護司の活動場所の確保
22. 更生保護施設内での更生支援

第5章 具体的施策

【重点分野1】就労・住居の確保等

① 現状と課題

犯罪や非行をした人は、就労するにあたって、求職活動に必要な知識・資格を有しておらず円滑に就職活動ができない場合があることや、マナー・対人関係の形成や維持のため必要な能力を身に付けていない、あるいは障がいの程度が福祉的支援を受けられる程度ではないが就労が難しいといった事情を抱えており、就職後にすぐ離職に至ってしまう場合があります。また、雇用する側である協力雇用主についても登録者の確保が進まず、実際の雇用に結びついていないという現状があります。

加えて、犯罪や非行をした人の住居の確保については大変重要な課題であり、矯正施設退所後に、身元引受人がおらず、地域に生活基盤を確保できないことで再犯等に至る人も少なくありません。

これらのことから、就労・住居を確保するための取組みは特に重要です。

② 具体的施策

就労の確保に関すること

1	事業所に対する啓発	福祉政策課、保護観察所、商工会議所、公共職業安定所
	加賀市内における事業所を対象に、説明会等を開催し、協力雇用主制度や矯正就労支援情報センター（コレワーク）制度の周知を行います。	
2	協力雇用主制度のPR	福祉政策課、商工振興課、商工会議所、公共職業安定所
	市内事業者が集まる様々な機会において、協力雇用主制度のパンフレット等の配布を行い、制度の周知を行います。	
3	競争入札参加資格審査での加点措置	財政課
	市の競争入札参加資格審査における主観的事項として、保護観察所の「協力雇用主」に登録している事業所への加点措置を実施します。	
4	就労の自立支援	相談支援課、社会福祉協議会、公共職業安定所
	まるごとワーク加賀の取組において無料職業紹介所を設置し、就労支援員による受け入れ先企業の開拓や、就労支援時の企業見学・体験などに同行し、就労支援を実施します。また、自立相談支援事業を実施し生活困窮者の自立の体制を構築します。	

住居の確保に関すること

5	市営住宅への受け入れ	建築課
	矯正施設出所者等の市営住宅への入居については、配慮の必要性の検討を行います。	
6	住まいの自立支援	相談支援課、社会福祉協議会
	総合支援資金や住居確保給付金等を活用し、失業等で住居を失う、又は失うおそれのある人に対し、家賃相当額の給付や入居費用等の貸付など金銭的な支援を実施し、併せて自立相談支援機関と連携し自立に向けた就労支援等を行います。	

【重点分野2】福祉・医療・保健サービスの提供

①現状と課題

犯罪や非行をした高齢者や障がいのある人、また薬物やアルコール等への依存のある人に対しては、社会生活上の困難さや支援の必要性の程度、障がいの状況等の把握が十分にできていないため、福祉・医療・保健サービスへ繋げる支援が求められています。

②具体的施策

7	見守り支えあい体制の検討	福祉政策課、保護司会、社会福祉協議会
	犯罪や非行をした人が地域で生活するにあたって、保護司の調整のもと、必要に応じて地域の支援者と連携します。また、地域見守り支えあいネットワークへの参画について検討を行います。	
8	相談支援	相談支援課、地域包括支援センター、子育て応援ステーション、健康課
	高齢者、障がいのある人、子育て世帯、生活困窮、引きこもり、依存症等様々な相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、関係機関へのつなぎを行います。	
9	犯罪や非行をした人に対する保健医療・福祉サービスの周知	介護福祉課、子育て支援課
	出所後、必要な保健医療や福祉サービスについて、不自由なく受けられるよう周知し、安心・安定した生活を送ることができるよう支援します。	
10	地域生活定着支援センター等との連携	相談支援課、地域包括支援センター、保護司会
	高齢、障がいまたは生活困窮により自立した生活が困難な矯正施設出所者が、退所後ただちに福祉サービス等の利用が必要な場合、石川県地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設及び矯正施設等と連携して調整を行います。	

【重点分野3】非行の未然防止と学び直しの支援

①現状と課題

学校や地域における非行の未然防止に向けた取組みの強化が求められています。また、犯罪や非行をした人たちが自立して生きていくために必要な知識・技能習得にかかる困難さを解消するために、継続した学びや進学、復学のための支援が必要です。

②具体的施策

11	社会を明るくする運動	社会を明るくする運動実施委員会
	社会を明るくする運動を推進し、犯罪や非行の防止について広報啓発活動を行います。	
12	非行防止、薬物乱用防止教育	学校指導課、大聖寺警察署
	市内の教育機関において、非行防止教室、薬物乱用防止教室を実施し、非行や薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。	
13	スクールカウンセラーの派遣	学校指導課
	学校や家庭で問題を抱える子どもたちに対して、必要に応じてスクールカウンセラー等の派遣を行います。	
14	子どもの日常生活支援	相談支援課
	生活が困窮する世帯の子どもを対象に、学習や食事など日常生活の習慣の形成、社会性の育成、生活の相談、進路相談などの支援を行います。また、必要に応じて支援団体へのつなぎを行います。	

【重点分野4】 犯罪や非行をした人一人ひとりの特性に応じた支援の実施

①現状と課題

犯罪や非行をした人は、犯罪や非行の内容はもとより、一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、経済状況等の特性を的確に把握し、適切な指導及び支援に繋げる必要があります。そのための社会や犯罪動向の変化、各種法改正等を踏まえたアセスメント機能や、支援の継続性を強化し、より効果的に取組を行っていくことが必要です。

②具体的施策

15	相談支援（再掲）	相談支援課、地域包括支援センター、子育て応援ステーション、健康課 高齢者、障がいのある人、子育て世帯、生活困窮、引きこもり、依存症等様々な相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、関係機関へのつなぎを行います。
16	女性の抱える問題に応じた支援	行政まちづくり課 あいらす女性相談等と連携し、犯罪や非行をした背景には女性が抱える問題が起因している場合があるということに留意した相談支援を行います。
17	青少年に関する育成相談	学校指導課 学校や家庭で問題を抱える子どもたちに対する教育分野の相談体制として、教育総合支援センターを運営し、必要な支援を行います。

【重点分野5】関係機関等との連携強化と広報啓発活動の推進

①現状と課題

犯罪や非行をした人を支援する保護司の高齢化やなり手不足など、民間ボランティアが減少傾向にあり、また、地域社会の人間関係の希薄化により、これまでのようなボランティア活動が難しくなっていることから、市民への働きかけや「社会を明るくする運動」等が認知されるような広報活動への取り組みや関係機関の連携強化が必要です。

②具体的施策

18	社会を明るくする運動（再掲）	社会を明るくする運動実施委員会
	社会を明るくする運動を推進し、犯罪や非行の防止について広報啓発活動を行います。	
19	広報誌等による理解促進	福祉政策課、健康課
	再犯防止に関する本市の取組や更生保護団体の取組、依存症に関する適切な情報発信など、市民に広く周知を行います。	
20	保護司の人材確保	人事課、大聖寺警察署
	退職者説明会等の機会を活用し、保護司の人材確保に関するパンフレットを配布します。	
21	保護司の活動場所の確保	行政まちづくり課
	加賀保護区保護司会と連携し、地域での社会復帰を目指す犯罪や非行をした人が居住する地域の地区会館を保護司との面接の場として、また、加賀サポートセンターを地域の拠点として活用します。	
22	更生保護施設内での更生支援	更生保護女性会
	更生保護施設である徳風苑親和寮と連携し、入寮している寮生に対し、夕食づくりを行うことで、家庭的な雰囲気を感じてもらい、一刻も早く社会復帰ができるよう支援します。	

更生保護関係団体の取組

【保護司会】

保護司は、その地域性や民間性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、犯罪や非行をした人に対する指導や援助にあたるとともに、一定の区域ごとに「保護司会」を組織し、更生保護や犯罪予防のための様々な地域活動に取り組んでいます。

・石川県保護司会連合会

県内の保護司会の連合組織であり、約500人の保護司が活動しています。保護司の職務に関する研修や保護司活動に関する広報、保護司の人材確保の促進に関する活動、保護司会相互の情報交換、全県的な犯罪予防活動等を行っています。毎年7月を強調月間として展開している「社会を明るくする運動」では、本県独自の取組として「有名作家チャリティ作品展」を開催しています。

・保護区保護司会

県内には、金沢（金沢市）、加賀（加賀市）、小松能美（小松市、能美市、川北町）、白山野々市（白山市、野々市市）、河北（かほく市、津幡町、内灘町）、羽咋（羽咋市、宝達志水町、志賀町）、七尾鹿島（七尾市、中能登町）、輪島鳳珠珠洲（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）の8つの保護区があり、それぞれに保護司会が組織され、各地域の特色を活かした犯罪予防活動を行っています。

【更生保護女性会】

更生保護女性会は、地域における更生保護や犯罪予防の諸活動に協力するほか、青少年の健全育成、子育て支援等の幅広い活動を展開する女性ボランティア団体です。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開しています。

・石川県更生保護女性連盟

県内の更生保護女性会の連合組織であり、約2,800人の会員が活動しています。具体的には、矯正施設等への「愛の図書」の贈呈、金沢矯正展への協力、金沢刑務所の運動会への参加、湖南学院の3級生講話・意見発表会への出席、更生保護施設親和寮の毎週水曜日の夕食作り等の活動を行うほか、これらの活動のための資金造成として「愛のかきやま」販売を行っています。

・地区更生保護女性会

県内では、金沢東、金沢西、金沢南、金沢北、金沢金石、加賀、小松、能美、白山南、白山北・野々市、河北、羽咋、鹿島、七尾、穴水、輪島、珠洲能登の17地区の更生保護女性会が組織されており、各地域の特色を活かした諸活動を行っています。

【BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)】

「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。非行少年等の「ともだち」となってその成長や自

立を支援する「ともだち活動」のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動等への協力を行っています。

- ・石川県BBS連盟

県内のBBS会の連合組織であり、約100名の会員が活動しています。

- ・地区BBS会

県内には、金沢（金沢大学、金沢星稜大学、金沢学院大学を含む）、小松能美、七尾・中能登の3つの地区BBS会があり、子ども食堂への協力や児童福祉施設での支援活動など、各地域・学域の特色を活かした活動を行っています。

【社会を明るくする運動実施委員会】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする趣旨のもと活動を行う団体です。本市においても、加賀市長を委員長、保護司会長を副委員長として、地域と連携し、愛の共同募金の実施や街頭広報活動及び啓発活動のほか、様々な活動を行っています。

【更生保護協会】

更生保護協会は、法務大臣の認可を受けた更生保護法人です。一時保護事業として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者に対し、自立更生のための金品の給貸与を行っています。また、連絡助成事業として、保護司会や更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設などの更生保護ボランティアの活動の推進及び円滑化のための研修、資料作成、助成等を行うほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行っており、本県にも、石川県更生保護事業協会があります。

【更生保護施設】

更生保護施設は、継続保護事業として、犯罪や非行をした人のうち、頼るべき者や住居がない人を一時的に宿泊保護し、生活指導や就労支援、食事の提供などを通じて円滑な社会復帰を促す役割を担っています。

- ・更生保護施設親和寮

本県には、更生保護法人徳風苑が運営する更生保護施設親和寮が金沢市にあります。矯正施設出所者等が入所しており、早期自立に向けた支援を行っています。施設職員による支援等のほか、外部講師による講話やレクリエーション行事、石川県更生保護女性連盟による夕食の提供なども行われています。

【自立準備ホーム】

自立準備ホームは、更生保護施設と同様に犯罪や非行をした人を一時的に受け入れている民間施設です。あらかじめ保護観察所に登録した法人が、それぞれの分野における強みや特長を活かして、自立に向けた生活や就労、福祉などに関する個別的支援を行っており、県内では、4法人による11施設等が自立準備ホームとして登録されています。

【就労支援事業者機構】

平成21年に全国規模の経済団体や大手企業などが中心となって、特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構が設立され、その後、同機構の働きかけ等によって都道府県単位の就労支援事業者機構が全国に設置されました。就労支援事業者機構は、矯正施設出所者等の雇用に協力する事業者の増加を図ることや、実際に雇用に至った事業者への支援活動を行うことなどをその事業内容としています。

・特定非営利活動法人石川県就労支援事業者機構

金沢刑務所などと連携しながら、犯罪や非行をした人を雇用した会員事業者に対し、給与助成等の支援を行っています。

加賀市再犯防止推進計画策定委員会 名簿

	区分	団体	職名	氏名
1	学識経験者	金城大学	教授	ウチ ケイスイ 内 慶瑞
2	国関係	金沢保護観察所	企画調整課長	ササキ シュンジ 佐々木 淳二
3		加賀公共職業安定所	統括職業指導官	マエダ 貴行 前田 貴行
4	県関係	大聖寺警察署	生活安全課長	ハラダ シュンヤ 原田 淳也
5	更生保護関係	加賀保護区保護司会	会長	クサカ ケンショウ 日下 賢城
6		加賀地区更生保護女性会	会長	アライ ナオコ 新家 尚子
7	社会福祉関係	加賀市社会福祉協議会	事務局長	ツジ リエコ 辻 利英子
8	民間協力団体	加賀商工会議所	常務理事兼事務局長	タニモト シンカク 谷本 佳隆

計画策定経過

令和4年9月14日	第1回加賀市再犯防止推進計画策定委員会 議題 ・再犯の防止等の推進に関する法律概要等 ・加賀市における犯罪の状況等 ・加賀市再犯防止推進計画（骨子案）
令和4年11月24日	第2回加賀市再犯防止推進計画策定委員会 議題 ・加賀市再犯防止推進計画（素案）
令和5年2月2日	第3回加賀市再犯防止推進計画策定委員会（書面開催） 議題 ・加賀市再犯防止推進計画（案）
令和5年2月27日	再犯防止推進計画（案）市長答申
令和5年2月28日～ 令和5年3月13日	パブリックコメント実施
令和5年3月31日	計画決定 公表

加賀市再犯防止推進計画



発行 加賀市 市民健康部 福祉政策課
〒922-8622

石川県加賀市大聖寺南町二41番地
TEL 0761-72-7854
FAX 0761-72-7797